

## 「最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」

〔平成26年度予算案 27.5億円(平成25年度補正予算案 9.8億円<sup>(※)</sup>)〕

### ① 専門家派遣・相談等支援事業 (予算案 4.5億円)

最低賃金の引上げに向け、個々の企業への専門家派遣等による支援や、地域全体の意識の醸成の促進

・個々の企業への労務・経営の専門家派遣による具体的なアドバイス等の支援や地域全体で賃金引上げの意識醸成を促進するため、地域におけるシンポジウムの開催。(全国47か所に「最低賃金総合相談支援センター」を設置。)

### ② 労働能率増進等支援事業 (予算案 23.0億円(補正予算案 9.8億円<sup>(※)</sup>))

賃金引上げ・底上げに向けた中小企業団体、個々の中小企業が行う、労働能率の増進等に資する取組を支援

#### (1) 業務改善助成事業 (予算案 21.7億円(補正予算案 9.8億円<sup>(※)</sup>))

・事業場内の最低時間給を800円以上への引上げを目指す中小企業(対象地域:44道府県)に対し、労働能率の増進等に資する設備の導入等の経費を助成。(上限100万円、助成率1/2(労働者30人以下3/4に引上げ))【業務改善助成金】

#### (2) 業種別全国中小企業団体支援事業 (予算案 1.3億円)

・業種別団体傘下企業の賃金引上げのため、業種別団体による販路拡大のための市場調査、新ビジネスモデルの開発等の取組経費を助成することとし、その対象業種を25→33業種に拡大。(助成団体数5団体、上限2,000万円)【業種別団体助成金】

・業種別団体の労働能率の増進等に関する取組結果の検証等を行い、その結果を各地域の業界団体、傘下企業等への普及を図る。【賃金引上げ等の取組に関する調査研究】

※ 平成25年度補正予算案における本事業経費について、年度中に事業が完了しない場合に翌年度に繰り越して使用できるよう、繰越明許費として計上。

# 過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた 働き方・休み方の見直し

## 平成26年度における取組

### ○長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組の推進

- 働き方・休み方改善コンサルタントの相談、助言・指導による改善への取組の推進
  - 業種等の特性に応じた個別指導及び体験・参加型の研修の実施
  - 助成金支給事業主・団体に対するフォローアップとしてのコンサルティング
  - 今後の施策の在り方を検討するための実態調査

### ○働き方・休み方の見直しに向けた事業主等の取組の推進

- 働き方・休み方改善指標の普及に向けた効果的広報施策の検討
- 効果的な情報発信
- 「働き方・休み方改善ハンドブック」の作成
- 「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の実施

### ○労働時間等設定改善推進助成金の支給

時間外労働が長い又は交代制勤務など変則的な勤務形態となる中小企業が多数を占める団体が、傘下事業場の労働時間等の設定改善に向けて、団体として、セミナーの開催や個別指導等の取組を行った場合にその事業に要した費用を助成する。

### ○職場意識改善助成金の支給

労働時間等設定改善法に基づき、中小企業事業主が、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、その他労働時間等設定改善のため必要な取組を実施した場合に助成を行う。

### ○特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及

病気休暇をはじめとした労働者の健康の回復、心身のリフレッシュのためや、地域活動・ボランティア活動への参加等特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及促進

# 地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業

## 事業の概要

地方都市及び都道府県において、関係労使、地方自治体、行政機関等及びNPO等が協同で協議会を設置。年次有給休暇取得促進のための検討結果を取りまとめうえで、

- ①市町村においては地域のイベントや小中学校などの休校日などの重点実施日、
- ②都道府県においては全県的なイベントや県民の日などの県内全域に及ぶ広範な重点実施日に合わせた休暇の取得促進のための働きかけを行うとともに、地域の特性を活かした休暇取得促進の取組の好事例を収集、周知啓発を行う。

## 平成25年度

### 市町村(2か所を実施)

- <熊本県人吉市>  
「おくんち祭」に合わせて小中学校が学校休業日となる10月9日を重点実施日として設定
- <静岡県島田市及び川根本町>  
「SLフェスタ2013」や「親子の公共施設無料利用」に合わせて小中学校が学校休業日となる10月11日を重点実施日として設定

- 各地域の取組内容
- ①ポスター、リーフレットや地元ラジオ番組の放送などによる周知・啓発
- ②労務管理の専門家が地域の事業場を訪問、重点実施日の休暇取得に向け、働きかけ等

## 平成26年度

### 都道府県(1か所を実施予定)

- 協議会の設置
- 全県的なイベントや県民の日などに合わせた休暇取得促進の働きかけ
- シンポジウムの開催
- 広報の実施
- 労務管理の専門的知識を持つ者(社会保険労務士等)の企業訪問
- 地域の特性を活かした休暇取得促進の取組の好事例を収集し、周知啓発を行う

### 市町村(4か所を実施予定)

- 協議会の設置
- 地域のイベントや小中学校の休校日などに合わせた休暇取得促進の働きかけ
- 広報の実施
- 労務管理の専門的知識を持つ者(社会保険労務士等)の企業訪問
- 地域の特性を活かした休暇取得促進の取組の好事例を収集し、周知啓発を行う

# 医療機関の勤務環境改善に係るワンストップの相談支援体制の構築

## 【事業イメージ（全体像）】

医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国における指針の策定等、各医療機関がPDCA サイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県ごとに、こうした取組を行う医療機関に対する総合的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。事業実施については地域の医療関係団体等による実施も可能（※都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態）

## 都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関が勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

### 医療労務管理支援事業

（医療労務管理アドバイザー1名配置）

- 労務管理面でのアドバイザー配置  
約400万円/箇所

### 一体的な支援

社会保険労務士、  
医療経営コンサル  
タントなど



### 労働基準局予算

都道府県労働局が執行  
（労働保険特別会計2.2億円）

※ 地域の関係団体と連携した支援  
医師会・病院協会・看護協会・社会保険労務士会・医療経営コンサルタント協会等

### 医業分野アドバイザー事業

- 診療報酬制度面
  - 医療制度・医事法制度面
  - 組織マネジメント・経営管理面
  - 関連補助制度の活用
- 等に関する専門的アドバイザーの派遣等

※新たな財政支援制度  
による基金対象事業

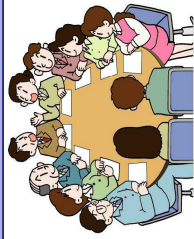
## 医政局予算

都道府県衛生主管部局

「新たな財政支援制度」公費904億円の内数

## 勤務環境改善に取り組む医療機関

### 勤務環境改善マネジメントシステム



院内で、院長、各部門責任者やスタッフが集まり協議

ガイドラインなどを参考に改善計画を策定

課題の抽出

現状の評価

改善方針の決定

### ・医療従事者の働き方・休み方の改善

多職種役割分担・連携（チーム医療推進）  
医師事務・看護業務補助者の導入  
勤務シフトの工夫、短時間正職員の導入  
休暇取得促進

### ・働きやすさ確保のための環境整備

子育て中・介護中の者に対する残業免除  
院内保育所・休憩スペースなどの整備  
患者からの暴力・ハラスメントへの組織的対応  
医療スタッフのキャリア形成支援 など

# ■ 医療勤務環境改善に関する取組のスケジュール

## ■ 医政局から都道府県衛生主管部局長へ依頼した事項

- 医療勤務環境改善支援センター事業については、新たな財政支援を活用した「基金」の対象事業。事業実施効果を高める観点からも、都道府県においては、可能な限り、26年度中に支援センターをスタートできるよう、「基金」を活用した事業化をお願いしたい。
- 詳細な本事業実施イメージについては、基金の活用にあたっての留意事項（案）と併せて、全国医政関係主管課長会議で提示する予定。
- 円滑な事業実施に向け、可能な限り早急に、関係団体（都道府県医師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会その他地域の関係者、都道府県労働局等）との協議の場を設置をお願いしたい。

25年度

26年度

27年度

社会保障制度改革  
国民会議報告

社会保障審議会医療部会  
意見  
※医療勤務環境改善システム  
導入を提言

「勤務環境改善システム」内容  
に関する研究事業

2月 全国課長会議  
事業の実施イメージ  
を提示

医療勤務環境改善に関する  
改正法案国会審議

改正法施行準備

医療勤務環境改善関係  
施行

労働保険特別会計（都道府県労働局が都道府県と協議しながら執行）

「医療勤務環境改善支援センター」事業スタート

※可能な限り、26年度中に支援センターを設置。  
※都道府県、都道府県労働局、医師会・看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会、その他地域の関係者による協議の場（運営協議会）を設置

新たな財政支援制度による「基金」による事業費確保

都道府県

国